

アルコールチェッカー
「アルキラーNEX」

IT点呼実施方法

トラック運送業において、最低1日2回（乗務前・乗務後）の
対面点呼が**義務**付けられています。



IT点呼とは？

IT機器（TV電話やタブレットなど）を用いて行う
「疑似対面点呼」のこと。

IT点呼を利用するには原則「**Gマーク**」取得企業が対象となります。



「**Gマーク**」とは … 「安全性優良事業所」認定マーク。
全日本トラック協会により、一定基準の安全性
が評価された貨物運送事業所にのみ与えられる
“安全性”の証。

業務の効率化

遠隔地・複数事業所からの点呼を
まとめて受けられる。

点呼記録の電子化

点呼記録のデータベース化により、点呼情
報を一元管理。

4つの メリット

人件費削減

早朝・深夜の点呼は拠点に管理者いらず。
運行管理者の負担減&人件費削減。

安全認識の向上

アルコール検査値・点呼時の映像がデータ
化されることで、安全姿勢を社内外に表明
できる。

IT点呼の方法① - TV電話サービス

IT点呼執行側は、PCもしくはタブレットを設置し、各種TV電話サービスとアルキラーNEXアプリでIT点呼を実施します。

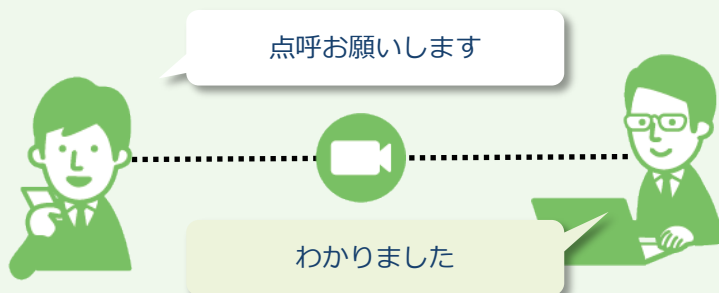


アルコール測定結果の保存場所は「管理者端末」だけではなく
「クラウドサーバー上」でもOK

ご利用イメージ① - TV電話サービス

1

運転者が運行管理者へTV電話による連絡を行う。



2

リアルタイム映像で運転者の健康状態を確認。



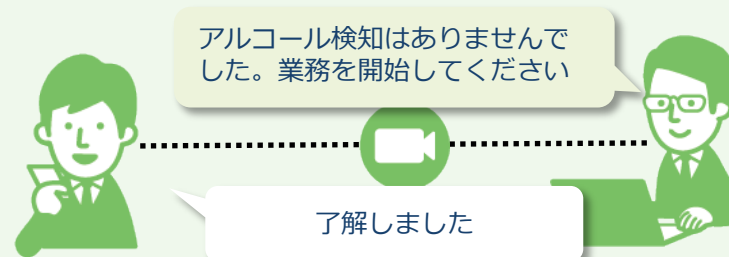
3

TV電話を一旦切り、アルキラーNEXアプリを起動しアルコール検知を行う。

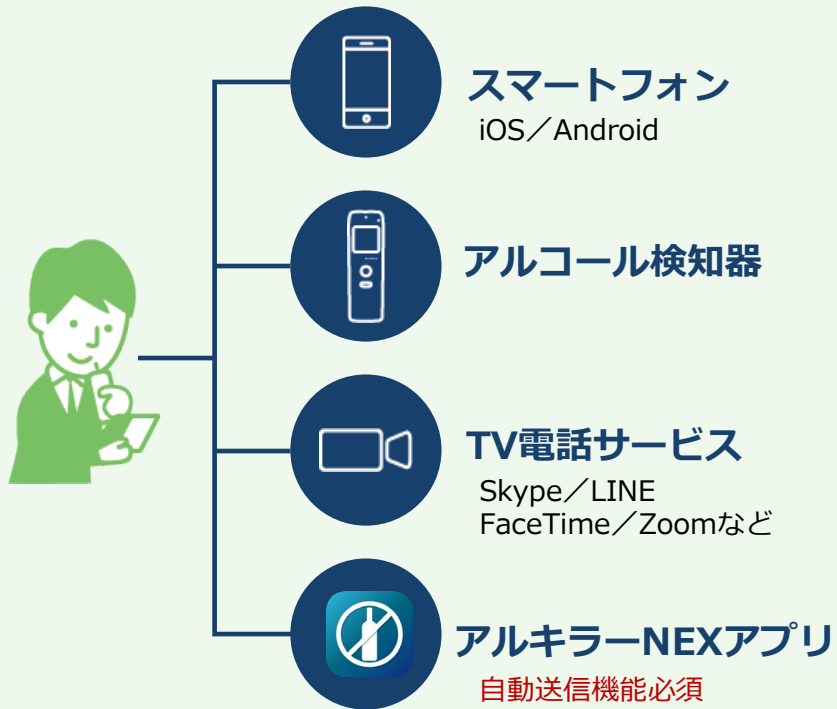


4

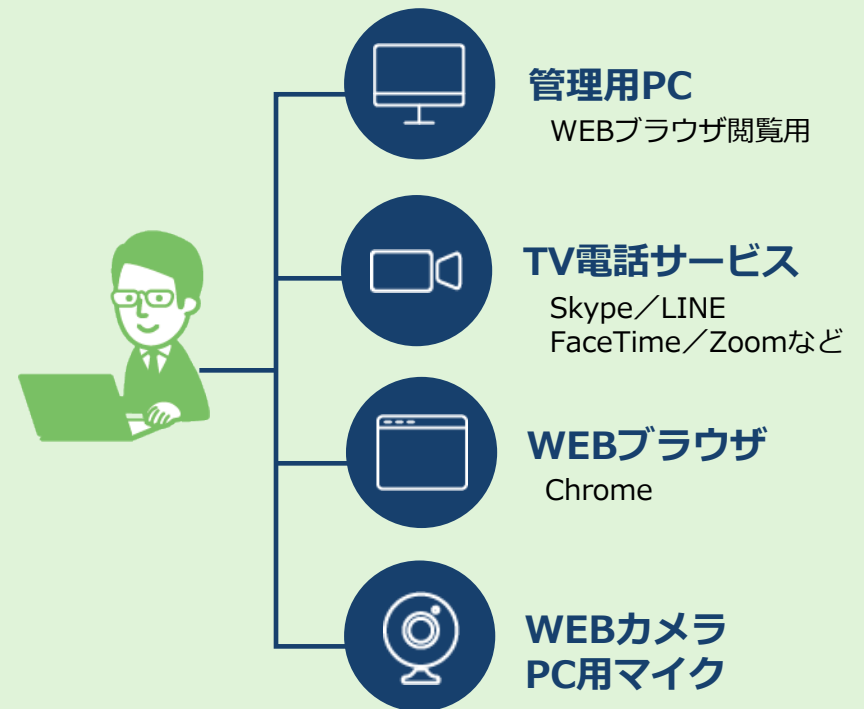
再度TV電話をつなぎ、検知結果を参照しながらリアルタイム映像で運転者の状態を確認。



被点呼側



点呼執行側



※WEBカメラとPC用のマイクはPCに内蔵されていれば別途準備する必要はございません。

IT点呼の方法② - ビデオ点呼機能

運転者はスマホアプリを立ち上げ、点呼執行者を選択するとビデオ通話が始まりますのでIT点呼を実施します。

点呼執行者はPCを設置し、アルキラーNEX管理画面にて運転者が入室するのを待っています。運転者が入室するとビデオ通話が開始いたしますのでIT点呼を実施します。

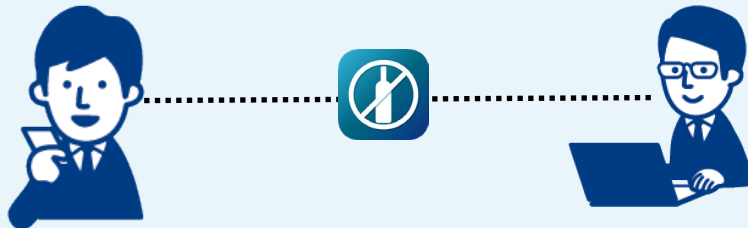


アルコール測定結果の保存場所は「管理者端末」だけではなく
「クラウドサーバー上」でもOK

ご利用イメージ② - ビデオ点呼機能

1

運転者がアルキラーNEXのアプリを立ち上げ、
運行管理者とビデオ点呼を開始する。
※アプリで管理者名をタップすると繋がります。



2

リアルタイム映像で運転者の健康状態を確認。



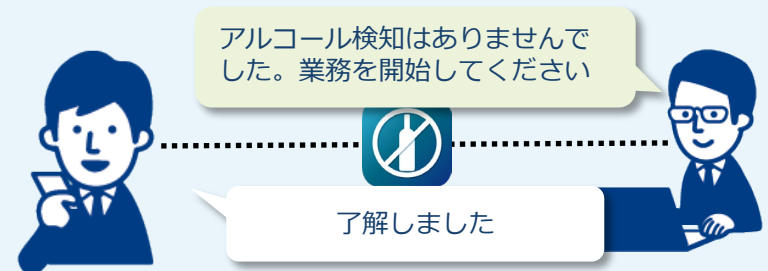
3

ビデオ通話の状態のまま、運転者はアルコール検知を実施。管理者はその様子を確認。

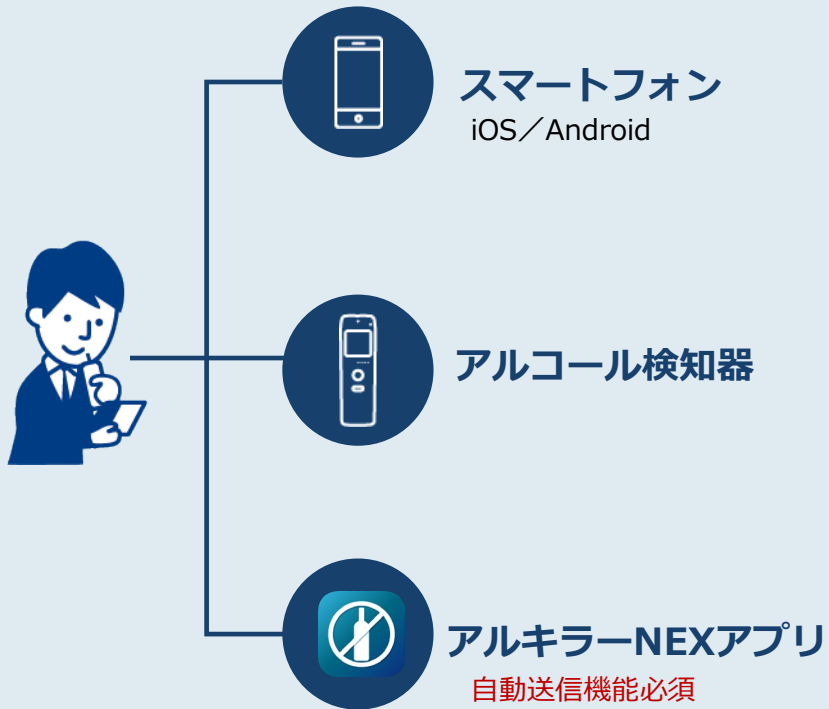


4

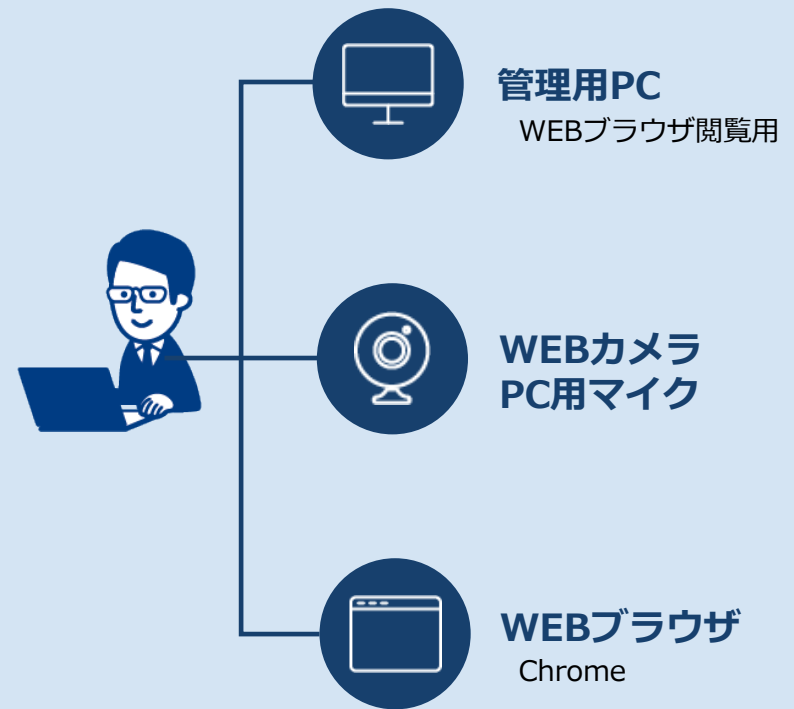
検知結果が管理画面上に反映されるので、確認しながらリアルタイム映像で運転者の状態を確認。



被点呼側



点呼執行側

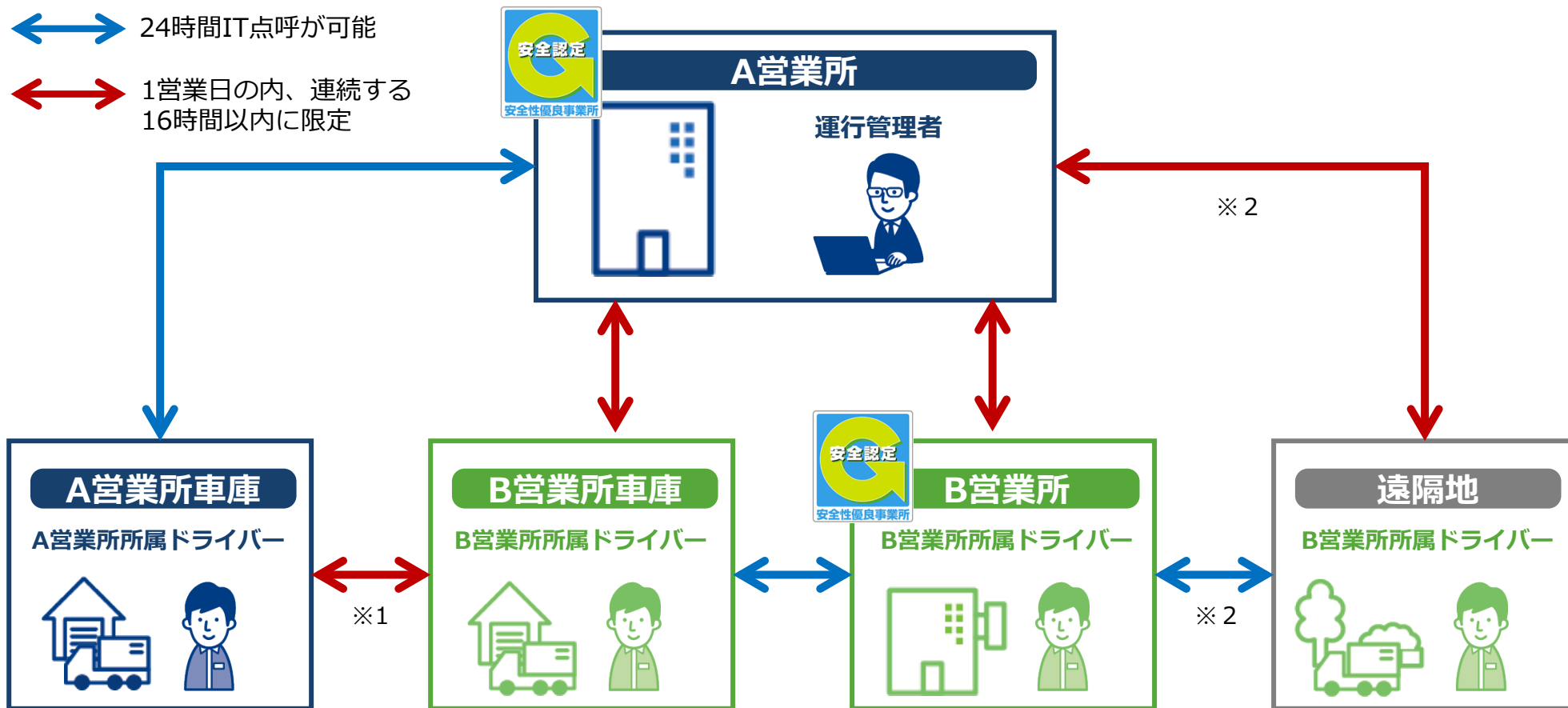


※WEBカメラとPC用のマイクはPCに内蔵されていれば別途準備する必要はございません。

A営業所・B営業所共にGマーク取得済み

↔ 24時間IT点呼が可能

↔ 1営業日の内、連続する16時間以内に限定



※1 「営業所の車庫⇄他の営業所の車庫」でのIT点呼が可能。片方の車庫では運行管理者もしくは補助者の立ち会いが必要。(平成30年3月～)

※2 遠隔地においてもIT点呼を実施可能。ただし、遠隔地での点呼の場合は疑似対面点呼として扱われず、電話点呼と同等の扱いとなる。

Gマーク未取得の営業所においても、一定の要件を満たせば営業所⇔車庫間でのIT点呼が可能。

A営業所のみGマーク取得、
C営業所はGマーク未取得
の場合、他営業所とのIT
点呼は不可。

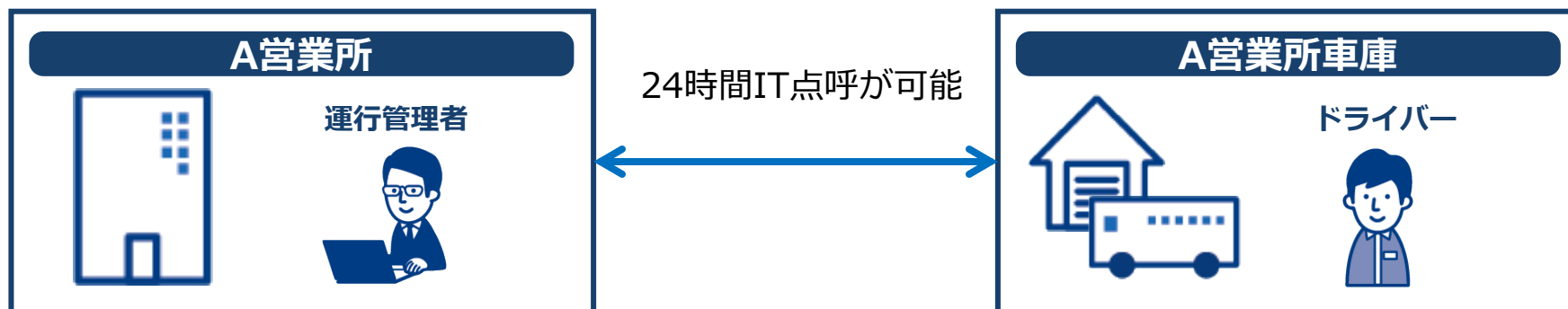


要件

- ・ 運輸開始後3年を経過していること。
- ・ 過去3年間、第一当事者となる自動車事故報告規則第2条各号に掲げる事故を起こしていないこと。
- ・ 過去3年間、点呼違反に係る行政処分及び警告を受けていないこと。
- ・ 適正化実施機関の直近の巡回指導評価がD,E以外であり、点呼に関する指摘がない又は点呼に係る改善報告書が3か月以内に提出され改善が図られていること。

出典：国土交通省HP「IT点呼制度の対象拡大・要件緩和について」より

「旅客自動車運送事業運輸規則」の改定により、平成30年3月30日から**バス・タクシー事業**も一定の要件を満たす優良な営業所の**営業所⇔車庫間でのIT点呼の実施が可能になりました。**



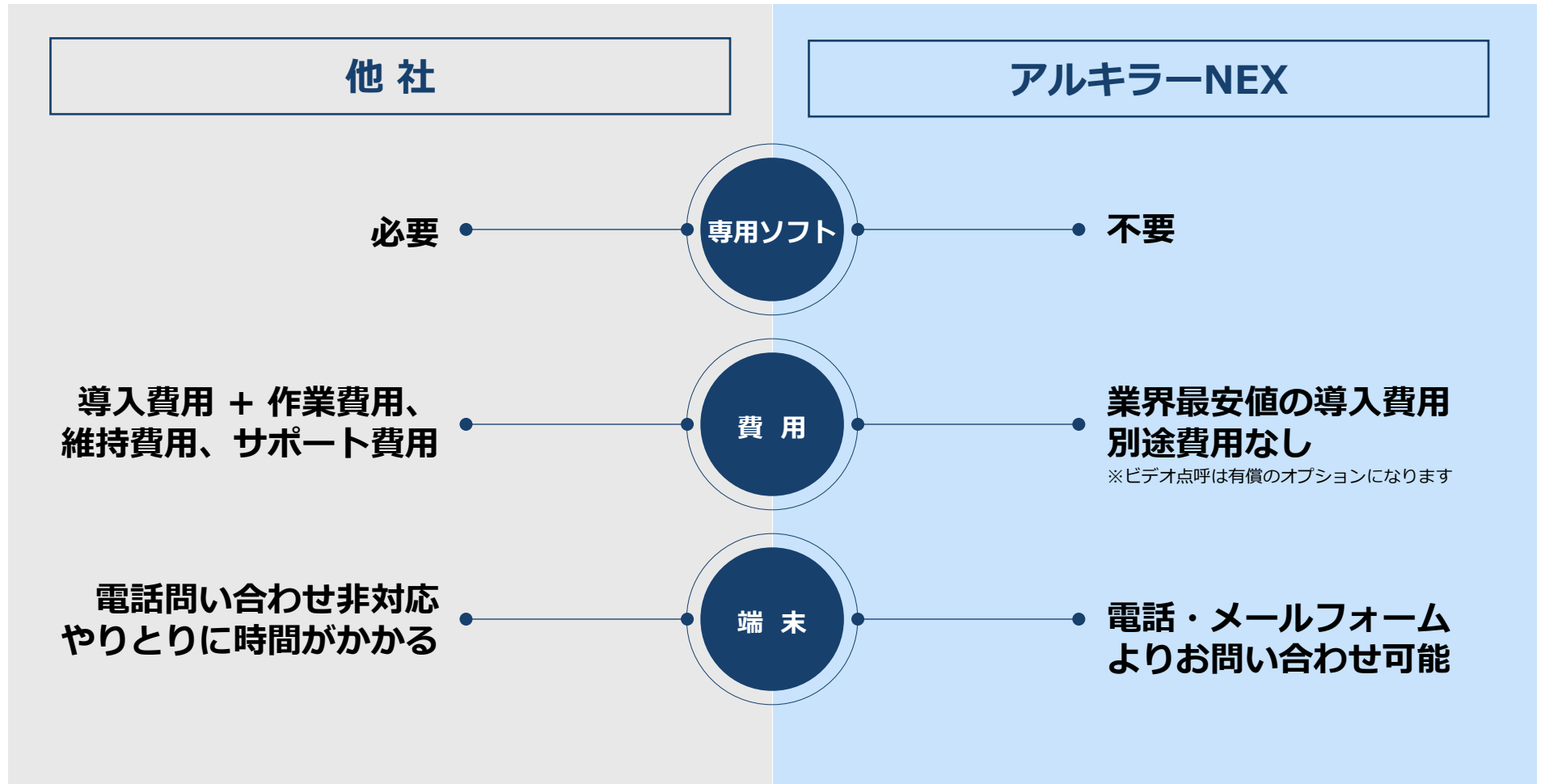
要件

- ・開設して3年を経過している営業所であること
- ・過去3年間、自責の重大事故を起こしていないこと
- ・過去3年間、行政処分または警告を受けていないこと

出典：国土交通省HP H30.3.30報道発表資料より

IT点呼実施営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長に、IT点呼実施予定日の原則10日前までに「旅客IT点呼に係る報告書」の届出が必要です。詳しくは国土交通省の「旅客自動車運送事業運輸規則」をご確認ください。

導入、継続のしやすさならアルキラーNEX



1

運輸支局が提示する要件を満たす

要件

- ・ Gマーク事業者の認定（点呼執行側・点呼対象営業所共）が必要。
※一定の要件を満たしていれば、Gマーク未取得であっても「営業所⇔車庫間」のIT点呼が可能。
- ・ IT点呼に係る報告書（IT点呼申請書）にて管轄運輸局への申請が必要。
※10日前までに申請
- ・ カタログや仕様構成図、利用方法などの資料が必要。



2

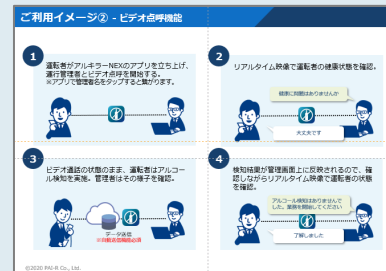
必要書類を各運輸支局に提出

※点呼執行側・被点呼側の両運輸支局への提出が必要です。

①IT点呼申請書



②製品カタログ



③使用構成図資料（本資料）